

MR認定要綱細則

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この細則で「MRO」とは、MR Online System の略で、認定企業とセンターが要綱及び細則に基づき適正に認定制度を運用するための MR 教育・試験管理システムであり、個人情報取扱者として登録された者のみが操作できるものをいう。
- 2 この細則で「MR ポータル」とは、MR 等の個人が認定制度を運用する一環として利用するウェブサイトで、個人情報の共同利用に同意しセンターコードを付与された者が利用できるものをいう。
- 3 この細則で「センターコード」とは、MR 認定制度を運用するにあたり、センターに個人情報を登録する際に、個人を特定するためにシステム上で付番される8桁の番号をいう。
- 4 この細則で「GIO」とは、General Instructional Objectives の略で、基礎教育及び実務教育を実施するにあたり、各々の教育において学習者が示すべき成果をイメージとして表現した一般目標をいう。
- 5 この細則で「SBO」とは、Specific Behavioral Objectives の略で、基礎教育及び実務教育において、学習者が修了時に示すべき具体的な行動目標をいう。
- 6 この細則で「修了認定受領確認」とは、認定企業が実施した導入プログラム又は継続プログラムを受講し実務教育が修了認定されたことを、MR 自身が確認する行為をいう。
- 7 この細則で「更新時救済プログラム」とは、MR 基礎試験合格の有効期限の更新手続き又は認定更新申請にあたり、更新に必要な基礎教育に未修了年度がある場合に、更新を可能にする救済の仕組みをいう。

(個人情報の共同利用に係る管理体制)

第2条 要綱第3条第1項のセンターが整備する個人情報の共同利用に係る管理体制は、次の各号に示す者により構成される。

- (1) 個人情報管理責任者は、事務局長とする
- (2) 個人情報取扱者は、事務局長が任命する職員とする

2 要綱第3条第3項の認定企業が整備する個人情報の共同利用に係る管理体制は、次の各号に示す者により構成される。

- (1) 個人情報管理責任者は、第8条第1項第1号で定める総括責任者とする
- (2) 個人情報取扱者は2名まで置くことができ、総括責任者が第8条第1項第2号で定める推進者、及び第3号で定める実務者から任命する

3 個人情報の共同利用はMROの操作により行うものとし、個人情報取扱者以外がMROを操作することを禁止する。

4 センターにおける個人情報取扱者は、「個人情報の共同利用に関する管理規程」に基づき、センターコードを保有するすべての者の個人情報を利用できるものとする。

5 認定企業における個人情報取扱者は、「個人情報の共同利用に関する管理規程」に基づき、センターコードを保有する者のうち自社に所属する者のみの個人情報を利用できるものとする。

6 MROを介さずに認定企業間及びセンターと認定企業との間で個人情報の受け渡しが必要な場合は、個人情報の漏洩を防ぐための然るべき措置を施さなければならない。

(個人情報の共同利用の同意とMRポータルアカウント作成)

第3条 要綱第3条第4項の個人情報の共同利用への同意、及び個人情報の登録はMRポータルから行うものとする。

2 要綱第3条第4項の登録に必要な個人情報は、次の各号に示す。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) パスワード

- 3 前項で示した個人情報の登録が完了した者にはセンターコードが付番され、MR ポータル
のアカウントが作成される。センターコードは MR ポータルにログインする際の ID となる。
- 4 MR ポータルは一人につき有効なアカウントを 1 つしか保有できない。複数のアカウントを
作成した場合、記録された試験結果、教育研修履修履歴等を 1 つのアカウントに統合す
る措置は行わない。
- 5 登録した個人情報に変更がある場合は、速やかに MR ポータルから修正しなければなら
ない。
- 6 センターは、登録された個人情報について次の各号に該当する場合、「個人情報の共同
利用に関する管理規程」に基づき、速やかに利用停止を行う。
 - (1) 登録した本人又は代理人から文書で個人情報の利用停止の申し出があった場合
 - (2) MR ポータルを利用しない期間が連続して 10 年を超えた場合

(MR ポータルの利用及び機能)

第 4 条 MR ポータルにアカウントを保有する者は、MR ポータルを「MR ポータル利用規約」
に基づき適正に利用しなければならない。

- 2 MR ポータルに備わるコンテンツ又は機能のうち無料で利用できるものは、次の各号に示
す。
 - (1) MR 認定制度の解説
 - (2) 個人情報の登録及び修正
 - (3) 過去 5 年間の生涯学習履修履歴等の閲覧及び修了認定受領確認
 - (4) MR 基礎試験合格証の表示およびダウンロード
 - (5) MR 基礎試験合格の有効期限の更新手続き

3 MR ポータルに備わる機能又はコンテンツのうち別表に定める受験料、利用料又は申請料若しくは交付料の支払いに応じて利用できるものは、次の各号に示す。

- (1) MR 基礎試験の受験申込
- (2) 基礎教育学習・認定プログラム(MR テキスト電子版の閲覧を含む)
- (3) 更新時救済プログラム(MR テキスト電子版の閲覧を含む)
- (4) 新規認定申請
- (5) 認定更新申請
- (6) 認定切替申請
- (7) 認定証又は限定認定証の再交付申請
- (8) MR バッジの再交付申請

(MRO の利用及び機能)

第 5 条 MRO は、「MRO 操作者運用規定」に基づき適正に利用しなければならない。

2 MRO の機能を利用して認定企業が実施する主な項目は、次の各号に示す。

- (1) 教育研修三役の登録及び変更の申請
- (2) サポート役の追加、削除及び変更の届出
- (3) 自己点検の届出及び教育研修システムの認定更新申請
- (4) MR 予定者の仮登録及び登録切替
- (5) 自社所属の MR の登録解除
- (6) 自社所属の MR 等の MR 基礎試験の申込状況の確認
- (7) 自社所属の MR 等の MR 基礎試験の可否結果及び評価スコアの確認
- (8) 第 25 条及び第 28 条に基づく実施計画の届出
- (9) 第 26 条第 1 項及び第 29 条第 1 項に基づいて修了に値すると判断された者の名簿
(修了者名簿)の整備
- (10) 第 26 条第 2 項及び第 29 条第 2 項に基づく修了認定申請
- (11) 第 30 条に基づく復職プログラム修了登録
- (12) 自社所属の MR 等の基礎教育及び実務教育の履修履歴の確認
- (13) 自社所属の MR 等の基礎教育の学習状況の確認
- (14) その他

3 MRO の機能を利用してセンターが実施する主な項目は、次の各号に示す。

- (1) 前項第 8 号に基づく実施計画の届出の受付
- (2) 前項第 10 号に基づく修了認定申請における修了者名簿に記載された者に対する修了認定
- (3) 教育研修システムの認定更新
- (4) 新規認定申請、認定更新申請、認定切替申請の受付及び MR の資質の認定
- (5) 認定証の再交付申請の受付
- (6) 認定企業又は MR から生涯学習修了認定の履歴等の問い合わせに対する内容確認
- (7) 認定企業からの各種申請に基づくデータ修正
- (8) その他

(各種料金)

第 6 条 この細則で定める各種料金は、別表に掲載する。

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、センター理事会の決議をもって行う。

第 2 章 教育研修システム

(教育研修三役の役割)

第 8 条 要綱第 10 条第 2 項に基づき、教育研修三役の役割は、次の各号に示す。

- (1) 総括責任者は、認定企業を代表し MR の資質向上並びに MR 活動に責任ある立場の者で、MR の教育研修予算の確保、教育研修方針の立案、並びに社内関係部署への認定制度の周知及び協力要請等を行う
- (2) 推進者は、総括責任者のもとで MR の教育研修を総合的に牽引する者で、要綱に基づき教育研修計画の立案、調整、実施、評価等を行い、原則としてセンターとの連絡窓口となる
- (3) 実務者は推進者を補佐し、認定制度を適正に運用するために各種申請、登録、届出等の業務を担う

2 認定企業は、教育研修三役の支援体制を整えるとともに、教育研修三役に交代があるときは、制度の運用に支障をきたさないよう確実に引継ぎを行わなければならない。

(教育研修三役の登録及び変更)

第 9 条 要綱第 10 条第 1 項の教育研修三役の選定は、次の各号に示す要件を満たすこととする。

- (1) 総括責任者は 1 名とする
- (2) 推進者は 1 名とする
- (3) 実務者は 2 名まで登録できる
- (4) 教育研修三役の兼務は認めない

2 教育研修三役の登録は MRO を通じて行い、登録情報は次の各号に示す。

- (1) 氏名
- (2) 部署名
- (3) 役職
- (4) 勤務先住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

3 前項で示した登録情報に変更がある場合は、MRO を通じて速やかに変更する。

(サポート役の届出及び変更)

第 10 条 認定企業は教育研修三役の他に、センターから発出される発信文書等のメールを受信するサポート役を企業内に3名まで設置することができる。

2 認定企業がサポート役を設置する場合は MRO を通じて行い、届出情報は次の各号に示す。

- (1) 氏名
- (2) メールアドレス

3 前項で示した届出情報に変更がある場合は、MRO を通じて速やかに変更する。

(教育研修システムの認定申請)

第 11 条 要綱第 11 条第 1 項の教育研修システムの認定を希望する法人は、センター教育研修部長へ連絡の上、必要な書類及び手続き等について指示を仰ぐこと。

2 要綱第 11 条第 2 項に基づき、教育研修システムの認定に必要な要件は、次の各号に示す。

- (1) MR を有し、MR の資質向上及び MR 活動に責任を持つ法人であること
- (2) MR に対する教育研修を運営、管理若しくは統括する体制をもっていること
- (3) MR に法令、規範及び各種ルールを遵守させる責任体制が整備されていること
- (4) MR に PMS を実施させるための組織及び責任体制が整備されていること
- (5) 要綱第 5 条で定める認定企業の責務を履行できること

3 教育研修システムの認定申請をするには、センターが定める様式の「教育研修システム認定申請書」に必要事項を記入の上、前項を説明できる次の各号の資料を 2 部(正・副)添付しセンター理事長へ提出し受け付けられるとともに、別表に定める認定料及び MRO 年間利用料を請求に応じて支払わなければならない。

- (1) 申請する法人の事業内容、組織などについて示された資料
- (2) MR に対する教育研修に係る組織及び体制について示された資料
- (3) 法規、規範及び各種ルールの遵守体制について示された資料
- (4) PMS の体制と推進方法が示された資料
- (5) 教育研修三役の候補者、教育研修方針、教育研修計画の概要等、について示された資料

- 4 センター理事長は、申請した法人が教育研修システムの認定に相応すると判断し、且つ認定料及び MRO 年間利用料の入金を確認することにより教育研修システムを認定し、有効期限をその年度末の 3 月 31 日とする教育研修システム認定証を交付する。
- 5 センター理事長は、教育研修システムを新たに認定された企業に対して、MRO の使用権限を付与する。
 - (1) センターは、MRO にログインできる 2 アカウント分の ID 及び仮パスワードを提供する
 - (2) 個人情報取扱者は仮パスワードで MRO にログイン後、自身で管理するパスワードに変更して使用すること

(自己点検の実施と届出)

第 12 条 要綱第 12 条の自己点検は、原則として毎年度 10 月から 2 月末日までに総括責任者が実施すること。

- 2 総括責任者は個人情報取扱者に委任し、その年度の 2 月末日までに MRO を通じてその結果をセンター理事長に届け出ること。
- 3 認定企業は、自己点検により不十分と確認された項目について自主的に改善に取り組むこと。
- 4 自己点検項目は教育研修委員会が定め、定期的に内容を見直すものとする。
- 5 センター理事長は、毎年 9 月に自己点検の実施に係る通知を発出する。

(教育研修システムの変更届又は変更認定申請)

第 13 条 要綱第 13 条に基づく手続きは、センター教育研修部長へ連絡の上、その指示に従い行うこと。

- 2 前項に基づき教育研修システムの変更を届け出る場合、認定企業は、センターが定める様式の「教育研修システム変更届」及び付随する関連資料をセンター理事長へ提出すること。

- 3 センター理事長は、前項に基づき教育研修システムの変更届を受け付けた場合、変更届を受け付けた年度末の 3 月 31 日を有効期限とする教育研修システム認定証を交付する。
- 4 第 1 項に基づき教育研修システムの変更認定の申請を行う場合、認定企業は、センターが定める様式の「教育研修システム変更認定申請書」及び付随する関連資料をセンター理事長へ提出し、別表に定める変更認定料及び MRO 年間利用料を請求に応じて支払うこと。
- 5 センター理事長は、前項に基づき教育研修システムを変更認定した場合、変更認定した年度末の 3 月 31 日を有効期限とする教育研修システム認定証を交付する。
- 6 前項において MR を移動させるなどデータ修正が必要な場合は、第4項とは別に作業に係る実費相当額のデータ修正料を請求に応じて支払うこと。
- 7 センターは、教育研修システムを変更認定された認定企業に対して、必要に応じて新しく MRO の使用権限を付与する。この場合、第 11 条第 5 項の規定に従う。

(教育研修システムの認定更新申請)

- 第 14 条 要綱第 14 条第 2 項に基づき、教育研修システムの認定更新の要件は、次の各号を満たすこととする。
- (1) 届け出られた自己点検に基づき、認定企業がその責務を果たしていることをセンター理事長により確認されること
 - (2) 教育研修三役のうち 1 名以上が「システム認定講習会」に出席し、認定企業として所定の課題に取り組み、教育研修三役のうち 1 名が代表し MRO を通じて提出すること
- 2 認定企業は、教育研修システムの認定更新をする場合、指定する期日までに MRO を通じて認定更新申請を行い、別表に定める認定更新料及び MRO 年間利用料を請求に応じて支払うこと。
 - 3 センター理事長は、教育研修システムの認定更新の要件を満たすと判断した場合、教育研修システムの認定を 1 年間延長し、延長した有効期限を記載した教育研修システム認定証を交付する。

(教育研修システムの再認定の通知)

第 15 条 要綱第 15 条に基づき教育研修システムを再認定する場合、センター理事長は、その実施に係る通知を発出する。

(教育研修システムの辞退届)

第 16 条 要綱第 16 条の教育研修システムの辞退を希望する企業は、センター教育研修部長へ連絡、相談の上、正式に辞退する場合は、センターが定める様式の「教育研修システム辞退届」をセンター理事長へ提出すること。

- 2 センター理事長は前項の申請のあった企業の教育研修システムの認定を取り消し、MRO へのアクセス権を停止する。

(指導基準の発出と是正措置の提出)

第 17 条 要綱第 17 条第 1 項の指導基準は、要綱第 5 条で定めた認定企業の責務から逸脱した程度によって次の各号を適用する。

- (1) 注意:軽度の逸脱行為がある際に発出され、改善を促す
 - (2) 指導:「注意」を適用しても改善が見られない場合、又は中程度の逸脱行為がある際に発出され、具体的な問題点と改善策を文書にて提出させるとともに、教育研修三役に対して再教育を実施する
 - (3) 警告:「指導」を適用し改善策が提出された後も逸脱行為が改まらない場合、又は重度の逸脱行為がある場合に発出され、業務手順書の見直し、教育研修三役の交代等の勧告を行う
- 2 前項で示した指導基準の 3 つの程度は、内規で定める。
 - 3 指導基準の適用は、センター理事長が教育研修委員会に諮問し、理事会への答申に基づいて当該企業の総括責任者に対して文書で通知する。
 - 4 指導基準の適用を受けた認定企業は、適用を受けた日から14日以内に、総括責任者名で是正措置を記した文書をセンター理事長へ提出すること。

(教育研修システムの認定取り消し通知と不服申し立て)

第 18 条 要綱第 18 条第 1 項に基づき教育研修システムの認定を取り消す場合、センター理事長は、当該認定企業の総括責任者に対して取り消しの理由と執行日を文書にて通知する。

- 2 要綱第 18 条第 2 項に基づき不服の申し立てをする場合、当該認定企業は、取り消し通知を受けた日から 14 日以内に総括責任者名でセンター理事長へ文書にて提出すること。

第3章 生涯学習

第1節 生涯学習に係る環境整備

(教育研修委員会の開催)

第19条 センター理事長は、要綱第20条に基づく教育研修委員会を開催するにあたり委員を招集する。

- 2 教育研修委員会の運営は、「教育研修委員会運営規程」に基づいて行う。
- 3 教育研修委員会は、認定企業の教育研修体制やMRの生涯学習の実態等を把握し評価するとともに、教育研修の質の向上及び学習環境の整備に係る助言を行う。
- 4 教育研修委員会は、必要に応じて認定企業の教育研修担当者等から構成される企業委員会、カリキュラム委員会等の委員会を設置し、検討結果を報告させることができる。
- 5 前項で定める各種委員会を設置する場合、センター理事長は通知により募集等を行い、選定された委員に対し委嘱状を発行する。

(生涯学習に係るセンターの支援)

第20条 センターは要綱第4条第4号に基づき、MRの生涯学習の質的向上を図るために次の各号で定める施策を講じる。

- (1) コア・カリキュラムの定期的な見直しと、必要に応じた改訂
- (2) 基礎教育学習・認定プログラムの構成及び内容の見直し
- (3) 認定企業全体の実務教育の質を高めることを目的とした推進者交流会の開催
- (4) 特定の企業と教育研修の工夫点や課題について意見交換を図る企業訪問の実施
- (5) 実務教育認定基準の定期的な見直しと、必要に応じた改訂
- (6) その他生涯学習の質的向上に係る事項

第 2 節 基礎教育

(基礎教育の修了認定)

第 21 条 基礎教育の修了認定は、次の各号のいずれかを満たした者に対して、その年度に与えられる。

- (1) MR 基礎試験に合格すること
- (2) 第 22 条第 2 項に定める者は、基礎教育学習・認定プログラムに合格すること

2 認定企業が必要に応じて基礎教育に係る研修等を実施することは制限されないが、センター理事長による修了認定の対象外とする。

3 毎年度の基礎教育の履修履歴は MRO に記録され、要綱第 3 条第 2 項に基づき共同利用される。

(基礎教育学習・認定プログラム)

第 22 条 要綱第 24 条第 1 項の基礎教育学習・認定プログラムは、MR ポータルに掲載される次の各号に示すコンテンツから構成される一連の仕組みで、年度単位で別表に定める利用料を支払うことにより利用可能とする。

- (1) 現在の知識レベルを測定するためのテスト 1
- (2) テスト 1 を完了したのち、その不正解問題を繰り返し学習するためのドリル
- (3) 学習した成果を確認し、知識を定着させるための MR テキスト電子版
- (4) テスト 1 で不合格だった場合、学習の成果を測定するためのテスト 2

2 基礎教育学習・認定プログラムを利用可能な者は、次の各号に示す。

- (1) MR 基礎試験に合格し有効期限内の合格証を保有する者
- (2) 有効期限内の認定証又は限定認定証を保有する者
- (3) 認定証又は限定認定証の有効期限を経過して 4 年以内の者
- (4) 2025 (令和 7) 年度までの導入教育を修了認定された者

3 基礎教育学習・認定プログラムの提供期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度単位で、その間いつでも利用申込ができる。

4 基礎教育学習・認定プログラムの利用期間は、利用申込完了後からその年度の 3 月 31 日までとする。但し、4 月 1 日から 8 月第一営業日までの期間は、MR テキスト電子版のみ利用可能とする。

- 5 基礎教育学習・認定プログラムのテスト1の出題数は、190問とする。
- 6 基礎教育学習・認定プログラムのテスト2は、テスト1の不正解問題から出題され、3回まで実施可能とする。
- 7 基礎教育学習・認定プログラムの合格要件は、第4項で定める利用期間内に次の各号のいずれかを満たすこととする。
 - (1) テスト1を受験し、正答数が171問以上となること
 - (2) テスト1で合格できなかった場合、テスト2を受験し、正答数がテスト1と合わせて171問以上となること
- 8 基礎教育学習・認定プログラムを第4項で定める利用期間内に、前項で定める合格要件を満たさなかった場合は、基礎教育学習・認定プログラムは不合格となり、その年度の基礎教育は未修了となる。

第3節 実務教育

(実務教育の修了認定)

第23条 実施年度における実務教育の修了認定は、第26条又は第29条に定める修了認定申請に対し、センター理事長により修了者名簿に掲載された者に与えられる。

- 2 導入プログラム又は継続プログラムを受講し、実務教育の修了・未修了の履修履歴はMROに記録され、要綱第3条第2項に基づき共同利用される。

(導入プログラムの期間及び実務教育の修了年度)

第24条 要綱第25条第1項に基づく導入プログラムの期間は、認定企業が定めた開始日から終了日までとする。

- 2 前項の導入プログラムの実施年度は、計画時に指定した導入プログラムの終了日が該当する年度とする。
- 3 導入プログラムを受講して実務教育を修了認定された場合、導入プログラムの実施年度を実務教育の修了年度とする。

(導入プログラムの実施計画の届出)

第 25 条 認定企業は、導入プログラムを実施する場合、実施計画で指定した開始予定日の前日までに MRO を通じてセンター理事長へ実施計画を届け出ること。

2 導入プログラムの実施計画の届出に必要な事項は、次の各号に示す。

- (1) 対象年度、開始予定日及び終了予定日
- (2) 当該プログラムの GIO (4 科目すべてを含む)
- (3) 倫理、安全管理及び技能の SBO、基準及び成果確認方法
- (4) 前年度の検証により得られた効果・成果に影響する要因・課題等
- (5) 当年度の教育研修上の工夫点、改善点並びに必要なに応じ自社基準に関する情報等

(導入プログラムの終了に伴う修了認定申請)

第 26 条 認定企業は、導入プログラムの受講者に対して次の各号に示す成果確認に基づき、実務教育の修了に値すると判断した者を修了者名簿にまとめ、MRO を通じてセンター理事長へ修了認定申請をすること。

- (1) 倫理、安全管理については、実務教育認定基準を速やかに超えることが想定されることを、実地で客観的に評価できる立場の者(上司、トレーナー等)によって確認されること
- (2) 技能及びその他の科目については、認定企業が定めた基準を達成していることが、実地で客観的に評価できる立場の者(上司、トレーナー等)によって確認されること

2 導入プログラムの終了に伴う修了認定申請の期日は、導入プログラムを終了後、実施計画で指定した年度の末日を超えない 1 か月以内とする。

3 導入プログラムの終了に伴う修了認定申請に必要な事項は、次の各号に示す。

- (1) 開始日及び終了日
- (2) 倫理、安全管理及び技能に関する修了に値するとした判断とその根拠
- (3) 当該年度の導入プログラムにおける実務教育の修了者名簿
- (4) 工夫した点、効果を上げた事項とその要因、残る課題、次年度の改善点等

4 認定企業は、別表に定める実務教育修了認定料に修了認定を受けた人数を乗じた金額を、請求に応じてセンターへ支払うこと。

5 認定企業は、導入プログラムの内容、実施結果、受講者名簿及び評価結果を記録し、当該プログラム実施後5年間保管すること。

(継続プログラムの期間及び実務教育の修了年度)

第 27 条 要綱第 25 条第 3 項に基づく継続プログラムの期間は、認定企業が定める1年間とする。

- 2 前項の継続プログラムの実施年度は、要綱第 7 条で定める年度を適用する。
- 3 継続プログラムを受講して実務教育を修了認定された場合、継続プログラムの実施年度を実務教育の修了年度とする。

(継続プログラムの実施計画の届出)

第28条 認定企業は、継続プログラムを実施する場合、年度初日以降開始日の前日までに MRO を通じてセンター理事長へ実施計画を届け出ること。

- 2 継続プログラムの実施計画の届出に必要な事項は、次の各号に示す。
 - (1) 対象年度、開始予定日及び終了予定日
 - (2) 当該プログラムの GIO (4 科目すべてを含む)
 - (3) 倫理、安全管理及び技能の SBO、基準及び成果確認方法
 - (4) 前年度の検証により得られた効果・成果に影響する要因・課題等
 - (5) 当年度の教育研修上の工夫点及び改善点、必要に応じ自社基準に関する情報等

(継続プログラムの終了に伴う修了認定申請)

第 29 条 認定企業は、継続プログラムの受講者に対して次の各号に示す成果確認に基づき実務教育の修了に値すると判断した者を修了者名簿にまとめ、MRO を通じてセンター理事長へ修了認定申請をすること。

- (1) 倫理、安全管理については、実務教育認定基準を超えていることが、実地で客観的に評価できる立場の者(上司、トレーナー等)によって確認されること
 - (2) 技能及びその他の科目については、認定企業が定めた基準を達成していることが、実地で客観的に評価できる立場の者(上司、トレーナー等)によって確認されること
- 2 継続プログラムの終了に伴う修了認定申請の期日は、継続プログラムを実施終了後、年度の末日を超えない 1 か月以内とする。

- 3 継続プログラムの終了に伴う修了認定申請に必要な事項は、次の各号に示す。
 - (1) 開始日及び終了日
 - (2) 倫理、安全管理及び技能に関する修了に値するとする判断とその根拠
 - (3) 当該年度の継続プログラムにおける実務教育の修了者名簿
 - (4) 工夫した点、効果を上げた事項とその要因、残る課題、次年度の改善点等
- 4 認定企業は、別表に定める実務教育修了認定料に修了認定を受けた人数を乗じた金額を、請求に応じてセンターへ支払うこと。
- 5 認定企業は、継続プログラムの内容、実施結果、受講者名簿及び評価結果を記録し、当該プログラム実施後 5 年間保管すること。

(復職プログラム修了登録)

第 30 条 要綱第 28 条に基づく復職プログラムは、認定企業が実務教育認定基準を満たすことを確認し、MRO を通じて「復職プログラム修了登録」をすることで修了となる。

- 2 認定企業が復職プログラムを実施する場合、実施計画の届出及び修了認定申請は不要とする。
- 3 認定企業は、復職プログラム修了登録した者を同一年度の継続プログラムに組み入れなければならない。
- 4 前項に基づき継続プログラムに組み入れられた者は、第 23 条に基づき当該年度の実務教育の修了認定を受けることができる。

第 4 節 生涯学習履修履歴の確認及び修正

(生涯学習の履修履歴の確認)

第 31 条 MR は、定期的に MR ポータルで生涯学習の履修履歴に誤りがないか確認し、導入プログラム又は継続プログラムを受講した際は、修了認定受領確認を行うこと。

- 2 生涯学習の履修履歴のうち基礎教育の修了認定に疑義がある者は、センターウェブサイト内の問い合わせ窓口を通じて連絡すること。

- 3 生涯学習の履修履歴のうち実務教育の修了認定に疑義がある者は、所属する認定企業の推進者又は実務者に連絡すること。
- 4 前項に該当する場合、認定企業は MRO で記録された実務教育の履修履歴と、第 26 条第 5 項又は第 29 条第 5 項で定めた記録と照らし合わせ、修正が必要な場合は速やかにセンター教育研修部長へ連絡し、その指示のもと必要な措置を講じなければならない。

(MRO に記録された実務教育の履修履歴の修正)

第 32 条 認定企業は、前条第 4 項に基づき実務教育の履修履歴を修正する必要がある場合、センターの定める様式の「生涯学習履修履歴修正申請書」に第 26 条第 5 項又は第 29 条第 5 項で定める記録を添付しセンター理事長へ申請すること。

- 2 認定企業は修正が認められた場合、別表に定める生涯学習履修履歴修正料及び実務教育修了認定料を請求に応じてセンターへ支払うこと。

第4章 MR 基礎試験

(試験委員会の開催)

第33条 センター理事長は、要綱第31条に基づく試験委員会を開催するにあたり委員を招集する。

- 2 試験委員会の運営は、「試験委員会運営規程」に基づいて行う。
- 3 試験委員会は、要綱第30条で示したMR基礎試験の目的が果たされるよう、試験問題の作成及び試験結果の検証等を行うとともに、試験制度全体に係る助言を行う。

(MR 基礎試験要項の公表)

第34条 センターは毎年12月に翌年度の「MR基礎試験要項」を公表し、MR基礎試験の実施に係る具体的内容を告知する。

(受験申込)

第35条 MR基礎試験の受験を希望する者は、第3条第1項、第2項及び第3項に基づき、個人情報の共同利用への同意及び個人情報の登録を行い、センターコードを取得すること。

- 2 センターコードを取得したのち、MRポータルを通じて受験日時、受験会場及び受験科目を選択し、別表に定める受験料を支払うことで申込を完了すること。
- 3 受験申込の具体的方法は、その年度のMR基礎試験要項で定める。
4. 受験申込完了後のキャンセルは受け付けない。

(受験不可)

第 36 条 要綱第 34 条に基づき、受験申込不可事由に該当する事項は、次の各号に示す。

- (1) 有効な MR 基礎試験合格証を保有する者
- (2) 認定証に記載された有効期限以内、又はこれを超過して 4 年以内の者
- (3) 要綱第 47 条第 1 項に基づき、認定証の停止期間中の者
- (4) 要綱第 47 条第 1 項に基づき、認定証を取り消された日から 3 年経過していない者
- (5) MR 基礎試験要項等で定めた事項から逸脱する場合
- (6) MR 認定試験又は MR 基礎試験の不合格者が合格科目を受験すること
- (7) 同一期間内に同一科目を複数回受験すること

(受験料の学生割引と学生情報の登録)

第 37 条 学生であることを証明できる者は学生割引が適用され、別表に定める学生受験料で受験できる。

- 2 学生受験料で受験を希望する者は、受験申込前に MR ポータルから学生証の写しをアップロードするなどの必要な手続きを行い、センターの認証を受けること。
- 3 認証された学生受験料は、当該年度のみ適用される。
- 4 受験申込後に学生認証されても学生受験料との差額返金等の事後対応は行わない。

(試験範囲、出題数及び試験時間)

第 38 条 試験範囲は MR テキストとする。

- 2 各科目の出題数及び試験時間は次の各号に示す。
 - (1) 医薬品情報 60 問 60 分
 - (2) 疾病と治療 70 問 70 分
 - (3) 医薬品産業と倫理・法規・制度 60 問 60 分

(合格基準)

第 39 条 要綱第 36 条第 1 項に基づき、各科目の合格基準スコアは 650 とする。

(資格情報の登録)

第 40 条 要綱第 36 条第 3 項の規定を適用するには、MR ポータルから氏名、生年月日、登録番号及び登録年月日が記載された医師、歯科医師又は薬剤師の免許証の写しをアップロードするなどの必要な手続きを行い、センター理事長の認証を受けなければならない。

- 2 認証された資格情報は、センター試験事業部長へ利用停止の申し出があるまで有効とする。

(結果通知と合格証の発行)

第 41 条 要綱第 37 条第 1 項に基づく受験者への試験結果の通知は、MR ポータルを通じて行われ、その後も MR としての資質が認定されるまで MR ポータルで閲覧できる。

- 2 試験合格者は、要綱第 37 条第 3 項に基づき MR ポータル上で合格証を表示させ、ダウンロードすることができる。但し、MR として資質が認定された後は、MR ポータル上で表示されない。
- 3 受験者の試験結果及び評価スコアは MRO に記録され、要綱第 3 条第 2 項に基づき共同利用される。

(MR 基礎試験合格の有効期限の更新要件及び手続き方法)

第 42 条 要綱第 38 条第 1 項に基づき、MR 基礎試験合格の有効期限の更新要件は、有効期限の前年度まで毎年度、細則第 21 条第 1 項第 2 号に基づく基礎教育の修了認定を受けていることとする。

- 2 前項に基づき更新要件を満たした者は、第 3 項で定める更新手続き期間内に MR ポータルを通じて更新手続きを完了することにより、無料で合格の有効期限を 5 年間更新できる。
- 3 MR 基礎試験合格の有効期限の更新手続きの期間は、合格の有効期限の前年の 8 月第一営業日から有効期限までとする。
- 4 MR 基礎試験合格の有効期限を更新された者は、MR ポータル上で更新された合格証を表示させ、ダウンロードすることができる。

- 5 MR 基礎試験合格の有効期限は、第 2 項に基づき更新した後も、毎年度基礎教育の修了認定を受けることで、5 年毎に何度でも更新することができる。
- 6 MR 基礎試験合格の有効期限を超えた場合、更新手続きは一切できない。

(MR 基礎試験合格の有効期限の更新における救済方法)

第 43 条 要綱第 38 条第 2 項に基づく救済方法は、細則第 49 条で定める「更新時救済プログラム」を利用し合格することとする。

- 2 更新時救済プログラムに合格した者は、前条第 2 項及び第 3 項に基づき MR ポータルから更新手続きを完了することにより合格の有効期限を更新することができる。
- 3 更新時救済プログラムを期日までに完了できなかった場合及び不合格の場合は、MR 基礎試験合格の有効期限を更新することができない。

(MR 基礎試験合格の失効)

第 44 条 合格証に記載された有効期限を経過すると、MR 基礎試験合格は失効する。

- 2 MR 基礎試験合格が失効した場合の更新の特例は設けない。

第 5 章 MRの資質認定と認定証の交付

(新規認定・認定切替申請要項及び認定更新申請要項の公表)

第 45 条 センターは毎年 4 月にその年度の「新規認定・認定切替申請要項」を公表し、新規認定申請及び認定切替申請に係る具体的な内容を告知する。

- 2 センターは毎年 7 月にその年度の「認定更新申請要項」を公表し、認定更新申請に係る具体的な内容を告知する。

(新規認定の有効期限及び新規認定申請の方法)

第 46 条 要綱第 40 条第 4 項に基づき、新規認定の有効期限は MR 基礎試験の合格の有効期限と同一とする。

- 2 新規認定申請は、「新規認定・認定切替申請要項」に基づき MR ポータルを通じて行う。
- 3 新規認定申請に必要な事項は、次の各号に示す。
 - (1) 別表に定める新規認定料及び送料の支払い
 - (2) 認定証に掲載される本人の顔写真の登録
- 4 新規認定申請は、次の各号に示す両方の要件を満たす期日までに行わなければならない。
 - (1) MR 基礎試験合格証に記載された有効期限内であること
 - (2) 実務教育の修了認定を受けた翌年度末までであること
- 5 センターは、前項の規定に基づく申請において第 3 項第 2 号で定める写真が、「新規認定・認定切替申請要項」の規定に適していると判断した場合に受理し、申請者に対して、申請の受理から 1 か月以内に認定証及び MR バッジを簡易書留郵便にて申請時に登録した住所に発送する。
- 6 センター理事長は、第 3 項第 2 号で定める写真が「新規認定・認定切替申請要項」の規定から逸脱し不適切と判断した場合、該当者に通知する。通知を受けた者は、速やかに適切な写真を MR ポータルから再登録しなければならない。

- 7 前項において通知した日から14日以内に適切な写真が再登録されなかった場合、新規認定申請は無効となり、支払い済みの新規認定料及び送料は返金される。

(認定更新の有効期限及び認定更新申請方法)

第47条 要綱第41条第3項及び第4項に基づく認定更新後の有効期限は、従前の有効期限から5年後の3月31日とする。

- 2 認定更新申請は、「認定更新申請要項」に基づきMRポータルを通じて行う。
- 3 認定更新申請に必要な事項は、次の各号に示す。
 - (1)別表に定める認定更新料及び送料の支払い
 - (2)認定証に掲載される写真の登録
- 4 認定更新申請は、保有する認定証又は限定認定証に記載された有効期限の前年の8月第1営業日から有効期限までに行わなければならない。但し、要綱第43条で定める認定更新の特例を適用する者の認定更新申請の期限は、有効期限を経過して4年後の3月31日までとする。
- 5 センターは、前項の規定に基づく申請において第3項第2号で定める写真が、「認定更新申請要項」の規定に適していると判断した場合に受理し、申請者に対して、申請の受理から1か月以内に認定証又は限定認定証を簡易書留郵便にて申請時に登録した住所に発送する。
- 6 センター理事長は、第3項第2号で定める写真が「認定更新申請要項」の規定から逸脱し不適切と判断した場合、該当者にその旨を通知する。通知を受けた者は、速やかに適切な写真をMRポータルから再登録しなければならない。
- 7 前項において通知した日から14日以内に適切な写真が再登録されない場合、認定更新申請は無効になり、支払い済みの認定更新料及び送料は返金される。

(認定更新における救済方法)

第48条 要綱第42条に基づく認定更新における救済方法は、細則第49条で定める「更新時救済プログラム」を利用し、合格することとする。

- 2 更新時救済プログラムに合格した者は、前条各項及び「認定更新申請要項」に基づき認定更新申請を完了することにより、認定更新される。
- 3 更新時救済プログラムに不合格の場合は、その年度の認定更新申請はできない。
- 4 前項に該当する者は、第 50 条の規定の適用により、資質認定の有効期限を経過して 4 年後の 3 月 31 日までであれば、毎年度更新時救済プログラムを利用できる。

(更新時救済プログラム)

第49条 第43条及び前条の更新時救済プログラムは、MR ポータルに搭載される次の各号に示すコンテンツから構成される仕組みで、第2項で示す者のみが別表に定める利用料を支払うことにより利用可能とする。

- (1)現在の知識レベルを測定するためのテスト 1
- (2)テスト 1 を完了したのち、その不正解問題を、繰り返し学習するためのドリル
- (3)学習した成果を確認し、知識を定着させるための MR テキスト電子版
- (4)テスト 1 で不合格だった場合、学習の成果を測定するためのテスト 2

- 2 更新時救済プログラムの利用可能な者は、次の各号に示す。
 - (1)MR 基礎試験合格の有効期限の更新を行おうとする者のうち、第 42 条第 1 項で定める更新要件を満たさない者
 - (2)認定証又は限定認定証の更新対象者のうち、要綱第 41 条第 1 項第 1 号で定める更新要件を満たさない者
 - (3)要綱第 43 条に基づく認定更新の特例の対象となる者で、要綱第 41 条第 1 項第 1 号で定める更新要件を満たさない者
- 3 更新時救済プログラムの利用申込は、年度で1回のみとする。
- 4 更新時救済プログラムの提供期間は、次の各号に示す。
 - (1)第 2 項第 1 号に示す者に対する更新時救済プログラムの提供期間は、MR 基礎試験合格の有効期限の前年の 8 月第一営業日から有効期限までとする
 - (2)第 2 項第 2 号に示す者に対する更新時救済プログラムの提供期間は、認定証の有効期限の前年の 8 月第一営業日から有効期限までとする。
 - (3)第 2 項第 3 号に示す者に対する更新時救済プログラムの提供期間は、第 50 条に基づき、認定証の有効期限を経過して4年後の 3 月 31 日まで毎年度提供される

- 5 更新時救済プログラムの利用期間は、次の各号に示す。
- (1) 第 2 項第 1 号に示す者に対する更新時救済プログラムの利用期間は、利用申込完了後から MR 基礎試験の合格の有効期限までとする
 - (2) 第 2 項第 2 号及び第 3 号に示す者に対する更新時救済プログラムの利用期間は、利用申込完了後からその年度の 3 月 31 日までとする。但し、特例期間内であれば、翌年度以降毎年度申込により利用できる
- 6 更新時救済プログラムの利用料は、未修了年度数に応じた額となり、別表に定める。
- 7 更新時救済プログラムのテスト 1 の出題数は、次の各号で示すとおり基礎教育の未修了年度数に応じたものとする。
- (1) 未修了年度数が 1、2 年の場合：190 問
 - (2) 未修了年度数が 3、4 年の場合：250 問
 - (3) 未修了年度数が 5 年の場合：380 問
- 8 更新時救済プログラムのテスト 2 は、テスト 1 の不正解問題から出題され、3 回まで実施可能とする。
- 9 更新時救済プログラムの合格要件は、第 5 項で定める利用期間内に次の各号のいずれかを満たすこととする。
- (1) 出題されるテスト 1 を受験し正答数が第 7 項第 1 号の場合 171 問以上、第 2 号の場合 225 問以上、第 3 号の場合 342 問以上とする
 - (2) テスト 1 で合格できなかった場合、テスト 2 を受験し、テスト 1 と合わせて正答数が第 7 項第 1 号の場合 171 問以上、第 2 号の場合 225 問以上、第 3 号の場合 342 問以上とする

(認定更新の特例の適用)

第 50 条 要綱第 43 条に基づく更新の特例は、有効期限を経過して 4 年以内の者を対象とし、申請することなく適用される。

- 2 特例を適用して認定更新された者の資質認定の有効期限は、特例を適用する時点で保有していた認定証又は限定認定証に記載された有効期限から 5 年とする。

(認定切替申請の方法)

第 51 条 要綱第 44 条に基づき、基礎教育に係る資質に限定した認定から MR の資質認定へ認定切替に必要な要件は、次の各号のいずれかを満たすこととする。

- (1) 当年度又は前年度に第 30 条第 1 項の「復職プログラム修了登録」がされていること
- (2) 前年度の実務教育を修了認定されていること

- 2 限定認定証から認定証への認定切替申請は、「新規認定・認定切替申請要項」に基づき MR ポータルを通じて行う。
- 3 認定切替申請に必要な事項は、別表に定める認定切替料及び送料の支払いとする。
- 4 認定切替申請は、第 1 項の要件を満たしていれば、随時行える。

(再交付申請の方法)

第 52 条 要綱第 45 条の認定証、限定認定証及び MR バッジの再交付申請は、MR ポータルを通じて行う。

- 2 再交付申請に必要な事項は、別表に定める再交付料及び送料の支払いとする。
- 3 再交付申請が可能な期間は、交付後から資質認定の有効期限の 1 か月前までとする。

(認定証及び限定認定証の表記)

第 53 条 認定証及び限定認定証に記載される「有効期限」、「登録日」、「更新日」及び「交付日」については、次の各号に示す。

- (1) 有効期限とは、センター理事長により資質認定される期限をいう
- (2) 登録日とは、第 46 条の新規認定申請によりセンター理事長が資質認定を行い、MR として登録された日をいう
- (3) 更新日とは、第 47 条の認定更新申請及び第 50 条の認定更新の特例の適用によりセンター理事長が認定を更新した日をいう
- (4) 交付日とは、第 46 条の新規認定、第 47 条の認定更新、第 50 条の認定更新の特例の適用、第 51 条の認定切替、並びに第 52 条の再交付申請によりセンター理事長が認定証又は限定認定証を交付した日をいう

(資質認定の停止又は取り消し処分)

第 54 条 センター理事長は、要綱第 47 条第 1 項の問題を発生させた者に対して事情聴取した結果を理事会で審議し、処分内容を決定する。

- 2 センター理事長は、要綱第 47 条第 2 項に基づき企業と協議した結果を理事会で審議し、処分を決定する。
- 3 センター理事長は、第 1 項及び前項において決定した処分内容、処分の理由及び執行日を本人に文書で通知するとともに、要綱第 3 条第 2 項に基づき所属企業に処分内容を通知する。
- 4 要綱第 47 条第 3 項に基づき不服申し立てをする場合は、前項の通知を受けた日から 14 日以内にセンター理事長へ文書にて提出すること。
- 5 認定証の停止又は取り消し処分を受けた者は、処分の通知を受けた日から1週間以内にセンター理事長へ認定証又は限定認定証を返納しなければならない。
- 6 第 4 項に基づき不服申し立てがあった場合は、理事会にて再度審議する。
- 7 停止処分を受けた者は、処分期間が経過すれば再交付の手続き又は更新申請によって認定証の交付を受けることができる。

附 則

(施行期日)

この細則は、2021(令和 3)年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、2022(令和 4)年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、2026(令和 8)年 4 月 1 日より施行する。

(移行措置)

この細則の施行にあたり、第 2 条第 3 項については次のとおり定める。

- 1 個人情報の共同利用に関する管理規定が 2026(令和 8)年4月 1 日に改定されることに伴い、その前日までにセンターコードを保有する者は、MRポータルを通じて改めて同意することにより引き続き、MR認定制度による資質認定を受けることができる。

- 2 2026(令和8)年3月31日までにセンターコードを保有する者のうち、MR 学習ポータル
のアカウントの有無による同意方法は次に示す。
- (1)MR 学習ポータルのアカウントを持っている者は、2026(令和8)年4月以降 MR ポー
タルのアカウントに引き継がれることから、同一の ID 及びパスワードでログインし、利用
規約、個人情報の共同利用に関する管理規定の順に同意したのち、登録情報の入力・
確認・修正を行う
- (2)MR 学習ポータルのアカウントを持っていない者は、センターコードを ID として MR ポ
ータルの新規アカウント登録を行い、利用規約、個人情報の共同利用に関する管理規
定の順に同意したのち、登録情報の入力を行い、アカウントを作成する

別表

細則で定める各種料金は、以下のとおりとする。(表示金額:消費税 10%込みの価格)

項目	金額(円)
【教育研修システムの認定等に係る費用】	
教育研修システムの認定料	49,500 円
教育研修システムの変更認定料	25,300 円
教育研修システムの更新料又は再認定料	11,000 円
MRO 年間利用料	22,000 円
教育研修システム認定講習会参加料(1名当たり)	7,700 円
【生涯学習に係る費用】	
MR テキスト紙版「医薬品情報」	8,800 円
MR テキスト紙版「疾病と治療」	16,500 円
MR テキスト紙版「医薬品産業と倫理・法規・制度」	9,350 円
MR テキスト電子版テキスト(3 科目合計)	1,650 円
基礎教育学習・認定プログラムの年間利用料	4,400 円
実務教育修了認定料(1 申請 1 名当たり)	330 円
生涯学習履修履歴修正料(1 件当たり)	5,500 円
推進者交流会参加料(1 名当たり)	5,500 円
【MR 基礎試験に係る費用】	
受験料(1 科目)	5,500 円
学生受験料(1 科目)	4,400 円
【資質認定及び認定証の交付等に係る費用】	
新規認定料(MR 認定証及び MR バッジの交付を含む)	5,885 円
認定証及び限定認定証の再交付料	2,200 円
MR バッジの再交付料	385 円
認定切替料	5,500 円
認定更新料	5,500 円
更新時救済プログラム(未修了年度 1、2 年の場合)の利用料	6,600 円
更新時救済プログラム(未修了年度 3、4 年の場合)の利用料	15,400 円
更新時救済プログラム(未修了年度 5 年の場合)の利用料	33,000 円
送料(認定証及び／又は MR バッジを簡易書留にて発送)※	460 円

※2025 年 4 月 1 日現在の料金であり、郵便料の値上げに伴い、料金は変動する。